

第6回
横須賀市景観審議会

議事録

横須賀市都市部景観推進課

第6回横須賀市景観審議会

1 日 時 平成19年(2007年)3月23日(金) 14:00 から 16:30

2 場 所 横須賀市役所3号館3階301会議室

3 議 案

(1) 景観重要公共施設の景観計画への位置付けについて(報告)

(2) 景観重要樹木の指定について(審議)

(3) (仮称)くりはま花の国眺望点(素案)について(審議)

4 出席者

委員

- ・加藤 隆夫 委員
- ・小林 正美 委員
- ・鈴木 伸治 委員
- ・住岡 和枝 委員
- ・諏訪 芳朗 委員
- ・富澤 喜美枝 委員
- ・吉田 慎悟 委員長職務代理

事務局職員

- ・都市部部長 鈴木 正
- ・景観推進課長 長島 洋
- ・景観推進課主査 平井 毅
- ・景観推進課主任 近藤 明
- ・景観推進課主任 土屋 文代

5 傍聴人 2人

6 議事要旨 次のとおり

○事務局（平井）

今回の審議会は、今年度最後の審議会となります。
まず、都市部長よりご挨拶をさせていただきます。

○鈴木都市部長

開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、年度末のご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

景観審議会の委員の皆様方には、本市のより良い景観の形成にむけて景観に関する重要案件を専門的又、公平な立場から、ご審議をいただいております。

昨年7月1日から、当審議会でご審議いただいております「横須賀市景観計画」が施行され、景観法の運用を開始することができました。

今後も、景観法の制度を十分に活用して、景観行政を進めて行きたいと考えておりますので、そのために皆様のお力をいただきたいと思います。

本日は、景観計画への位置づけを予定している「景観重要公共施設」の報告と、今回から新たに加わりました案件であります「景観重要樹木」の指定について、及び前回の審議会に引き続き、久里浜地区を候補に眺望点の基準作りについてのご審議を頂くこととなりますが、宜しく願いいたします。

また、後ほど事務局から説明があると思いますが、本日は、委員長の中村良夫委員が所要のためご欠席ということですので、委員長職務代理者として吉田真悟委員に委員長代理をお願いすると聴いております。吉田委員よろしく申し上げます。

○事務局（平井）

それでは、第6回横須賀市景観審議会を開催します。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず「次第」です。資料1「景観重要公共施設の景観計画への位置付けについて」、資料2「横須賀市景観重要樹木の指定について」、「（仮称）くりはま花の国眺望点（素案）について」です。また、当日資料として景観計画の変更等におけるスケジュール（案）、参考として「横須賀市景観計画」となります。

資料1 景観重要公共施設の景観計画への位置付けについては、差し替えをお願いしたいと思っております。

景観重要樹木指定候補（写真）は資料2の追加資料となります

不足はございませんでしょうか。では、進めさせていただきます。

本日の景観審議会の議事内容は、

- （1）景観重要公共施設の景観計画への位置付けについて（報告）
- （2）景観重要樹木の指定について（審議）
- （3）（仮称）くりはま花の国眺望点（素案）について（審議）

となっております。

まず、会議開催にあたり、委員の出席状況をご報告します。

委員9名中、7名の方が出席しておりますので、横須賀市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

なお、本日は中村委員長が所要のためご欠席となっております。委員長職務代理者の吉

田委員に議事の進行をお願いいたします。

○吉田委員長代理

今回の審議会では難しい課題もあるが、中村委員長が欠席のため委員長代理を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

初めに運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員を指名致します。名簿の順番で鈴木委員と住岡委員を指名致します。お願いします。

それでは、議事（１）景観重要公共施設の景観計画への位置付けについて（報告）とありますが、事務局より説明をしてください。

○事務局（平井）

景観法により創設された景観重要公共施設の制度を説明。（資料１、P 0参照）景観法上の制度で、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観計画に位置づけることで、異なる公共施設の管理者が共通の基準をもって施設の整備を行い一体的な景観形成を図るものである。

今回景観重要道路として位置付けを検討している路線と基準等案を説明。（資料１、P 1～2参照）1万mプロムナード構想をもつ「うみかぜの路」と三浦縦貫道終点からソレイユの丘へのアクセス路を位置付け、道路付帯施設の色彩などの基準を策定し、メンテナンス時に順次基準に乗った整備を行なっていきたい。

当該路線の現況調査結果を説明。（資料１、P 3～5参照）国・県・市と管理者も複数存在し、整備時期によっても利用者の目線で見ると統一感のない整備となっているのが課題である。景観審議会専門部会に報告しながら、国・県・市の道路管理者と協議を行なってきている。

○吉田委員長代理

今まで個別に作ってきたルールを一連のものとして制度整備していくという考えである。意見、質問があればどうぞ。

○富澤委員

ガードレールのビームは白色の方が夜間は目立つと思うが、グレーベージュとした時の安全性についてはどう検討をしたのか。

○事務局（平井）

夜間の見え方については明度で決まるが、管理者との協議を行ってきた段階では安全上差し支えない範囲の明度であると判断した。

○事務局（長島）

国土交通省が策定した「防護柵設置要綱」には、従来「原則白とする」とあったが、今は国土交通省策定の「防護策に関するガイドライン」でもグレーベージュが示されているので、安全上問題ないと判断した。

○吉田委員長代理

現況は、歩道部分はアスファルト舗装のままが多い。歩道の路面も10YRで統一し、明度もある程度限定すると良いのではないかと。

安全性の問題は重要であるが、そこに景観の視点も入れた整備をすることも必要である。

歩道橋についても、今回の基準案は一色となっているが、柵と高欄を塗り別けた方がより軽快に見えて良いのではないかと。より良くするための余地を残した基準としておいた方が良いと思う。

○鈴木委員

横須賀美術館前に、派手な色彩の民間施設があったり、美術館の屋外に置かれたオブジェの先に電柱があったりしている。せっかく景観重要公共施設として位置付けるのであれば、公共だけでなく民間にも協力を求められないか。

○事務局（平井）

今回検討している基準は道路管理者のみを対象としているが、民間も含め、道路関連施設には基準を遵守するよう協力を求めている。

○加藤委員

この二つの路線以外に展開するときには、色彩基準を変えるつもりなのか。

○事務局（平井）

色彩の幅を広げるつもりはない。

また、上位計画があり、重点整備をする路線に限定しているので、今後当面は他の路線を位置付けるつもりはない。

○事務局（長島）

今後は、公園施設や港湾施設といった公共施設にも広げるという視点もあると思う。

景観重要道路に位置付ければ、周辺の民間施設にも協力を求めやすくなることもあり、まずはこの2路線を位置付けたい。

○吉田委員長代理

基本は海や緑地がきれいに見えるように、道路は背景となるように目立たせない方向が良いと思う。

○富澤委員

「うみかぜの路」にある馬堀海岸の岸壁に市民がかいた絵はどうするつもりなのか。個人的にはないほうが良いと思う。

○事務局（長島）

3年に一度塗り替えているようであるが、やめる考え方もあるが、今回は場所を限定し

て実施する方向である。

○吉田委員長代理

海がきれいに見える方が良いので、私も個人的には護岸の絵はない方が良いと思う。
それでは、議事 1 の案件については再度検討してまた審議会にかけて欲しい。

次に議事（2）景観重要樹木の指定について（審議）に入ります。事務局より説明をしてください。

○事務局（長島）

説明に入る前に、初めて出てきた案件なので、市長からの諮問書をお渡しする。よろしくご審議お願いします。（諮問書を読み上げて委員長代理に手渡し。他の委員には写しを配布。）

○事務局（平井）

景観法により創設された景観重要樹木の制度を説明。（資料 2、P 1 参照）景観法上の制度で、地域の景観上重要な樹木を指定し、地域の景観づくりの核として保全維持を図るのもの。

景観重要樹木指定候補選定のための調査結果を説明（資料 2、P 1～2 参照）指定に伴い伐採などの制限がかかることから、まずは公共のものである市立学校の樹木を対象に指定をするため、学校に調査を実施した。調査結果から 20 の候補を考慮しており、当審議会で了解されたら所有者の意見を聞いて指定に向けて動きたい。この場合の所有者は教育委員会であるが、まずは学校の意見を聞きたい。

○吉田委員長代理

質問・意見があればどうぞ。

○諏訪委員

資料 2 の最後に付いている調査結果にあるように数値化していけば候補はこれで良いとも思えるが、この写真からだけでは判断しにくい。

○富澤委員

武山中は、表 1 では「楠、デイゴ」となっているが、表 2 では「ビオトープの方が景観上有効」とあり、写真は「カナリーヤシ・クスなど」となっているがこれはどういうことか。

○事務局（土屋）

アンケート調査の回答は「楠・デイゴ」とあったが、現地を調査した時にビオトープとして設置してある写真の場所の方が道路から見え易く景観上は効果があると事務局が判断して、候補をビオトープとした。

○加藤委員

由緒由来があるという判断はどのように調査したのか。学校だけでなく、周辺住民にも聞いて、もっと調査しないといけないのではないか。

○事務局（平井）

現地調査を行ったときに対応してくれた教頭などから、学校新聞や学級名、校歌に使われているなどの話を聞いたことも参考とした。

○住岡委員

大切にされている樹木はどこの学校にもあるものと思っていたが、アンケート調査では「ない」という回答の方が多い。景観重要樹木に指定して大事にする意識を生むことは大切である。卒業生なども含めて調査すると今回とは違う樹木も候補に挙がってくるのではないか。

○富澤委員

明治期に楠の種を学校に配って子どもの教育のために育てたことがある。そういうことを指定した後で説明として表示した方が良い。

指定されるとどのようなメリットがあるのか。また、市はどのように指定したものをPRするのか。

公共のものだけでなく民間所有の樹にも歯科大の桜など良いものがたくさんある。それらは今後どのように調査し展開していくつもりなのか。

○事務局（平井）

指定するとプレートで表示することになる。

指定した樹木所有者に対する支援は今のところ特に考えていない。

今後の展開はまだ手さぐり状態である。まずは指定をしてこの制度を市民に知ってもらい、市民からの推薦も受けて展開していきたい。

○吉田委員長代理

まず制度の認知が重要である。

市民の意識啓発という面からは、樹木の由来など書くことが有効と思うが、プレートに書き込むことはできるのか。

○事務局（長島）

表示する内容は最低限が条例で定めてある。付加して表示することは検討できる。

○小林委員

候補数の限定はあるのか。

○事務局（長島）

数に限定はない。今回の候補は現地調査をした担当職員2名の判断なので、少し幅を広

げて20とした。少し進んだ段階で審議会委員にも現地を見てもらいたい。

○諏訪委員

一度選考から漏れてしまうと、このジャンルからは何年も再度候補となりえないことが往々にしてあるので、もっと候補の幅を広げて検討した方が良い。

○鈴木委員

学校にある樹木はそもそもなくなることは少ない。もっと民間が持っている樹木を指定する方が効果がある。今後民間の指定をするつもりがあるのか。

○事務局（長島）

民間はまだ調査をしていない。まずは公共のものからと考えている。メリットはなく伐採時の許可というデメリットが所有者にはある。インセンティブがあれば市民に公募もしたいが、まずは事例を示すために公共の樹木を指定し制度を広めたい。

○諏訪委員

家の近所で70年を越すケヤキが根本から伐採された。所有者の高齢化により枝払いなどの手入れができなくなったためである。そういうものを残すためにもこの制度を広げた方が良い。

○小林委員

意識啓発という面からはこの候補として挙がっているものを全て指定しても良いのではないか。

指定候補について市民公募をする際には、他薦も受け付けた方が民間の場合には効果がある。

○加藤委員

やはり多くのものを指定されたい。

○吉田委員長代理

指定に対する反対意見は出ているのか。

○事務局（土屋）

教育委員会は、学校周辺の住民から樹木の伐採に関する賛成と反対の意見を常に受けているため、指定されることに対する危惧を持っているようである。

○吉田委員長代理

落葉に関する苦情はあるだろう。それは学校の児童・生徒と周辺住民が協働して掃除をするなどの活動につなげていけば良いのではないか。

○富澤委員

反対意見があるのはわかるが、指定することでまちづくり活動につながり、在住者、外来者双方が深くまちを知るきっかけとなると良い。

市の指定文化財や市民文化資産はこの制度とどう関係するのか。

○事務局（平井）

文化財保護法の指定を受けたものはそちらで保全することになり景観法の景観重要樹木の対象にはならない。市民文化資産に指定されたものは景観重要樹木の対象になる。

○住岡委員

指定されることで周辺住民の考えも変わると思う。最近佐島の丘の開発でも樹齢100年はある楠が伐採されてしまった。このような指定がされていけば市民意識が変わり生き残れたかもしれない。なるべく多くの指定をすることが必要である。プレート設置だけならそれほどお金もかからないだろう。

○鈴木委員

横須賀市が持っているものが対象になるのであれば市域外に市が持っている愛川町の桜並木などはどうなるのか。

また、学校だけでなく水道施設などにも良い樹木がたくさんある。

○事務局（長島）

横須賀市景観計画の区域内になるので、市域内に限る。学校以外の樹木も検討できる。

○小林委員

小学生に景観教育を行うという観点からは、各学校に1本ずつ指定してもいいと思う。

○吉田委員長代理

なるべく多くの景観重要樹木を指定する方向で進めて欲しい。

では議事（3）の（仮称）くりはま花の国眺望点（素案）について（審議）に入る。事務局から説明をどうぞ。

○事務局（平井）

前回審議会に示した案からの変更経過などを説明。（資料3参照）

今回示した案は、前回審議会でも指摘があったハーブレストラン側から見た久里浜港の景観も大切にすべきという意見を受けて、眺望点を2点とした。また、専門部会で指摘があった久里浜港の沿岸の街並みのあり方も考え方に盛り込むべきという意見を受けて、久里浜港のほぼ中心に位置する岸壁突端に基準点を設置し、そこを中心として外に向かって高くなる逆円錐形の基準ラインを考えた。また、高度地区による制限を持って建築物高さの担保をするため、3種高度の部分より基準点に近い場所は緩和措置を設けた。この緩和措置は、久里浜田浦線から海への通景（ビスタ）を通すことを条件に緩和できるものとした。

○吉田委員長代理

それでは、事務局の素案に対し、ご意見、ご質問などどうぞ。

○小林委員

緩和をしないで高さ20mでビスタを通すことは無理なのか。基準点から見た高さ30mのシミュレーションでは、背景の斜面緑地がかなり切られてしまっている。

○事務局（平井）

20mでビスタを通すことをお願いはできる。庁内の調整会議では、シンボリックな高層も許容すべきという意見や、高さを緩和して周辺の足元の環境を良くするという意見もあり、周辺環境のこともあるため緩和は考えている。

○小林委員

このシミュレーションのように海側に寄って配置させると眺望を大きく阻害することになる。そのような場合には道路寄りに誘導すべきである。

○事務局（平井）

庁内の意見では道路側から見た圧迫感を気にしている。実際にこの場所で計画が出てきた場合には市として意思統一を図って事業者と協議したい。

○鈴木委員

横須賀市の高度地区には疑問を感じている。高度地区緩和は市長の認定であり、緩和させるためには数値基準を満足するだけでなく、市の裁量を持っているはずなのに、実際の運用では数値基準に乗っていれば許可してしまっている。これはおかしい。本来この眺望景観保全の考え方は、高度地区制度の運用の中で持つべき考え方で、景観で示すのは違和感がある。

この場所に建築計画があった場合、小林委員が言うように高さ20mでビスタを通させるように誘導しても、私権の制限には当たらないと思う。

事務局が今回提示した案は若干後退した感はあるが、なるべく早期に実施することを考えれば仕方のない案かと思う。

○事務局（長島）

基準を数値化すると、それだけの判断になってしまいがちである。景観サイドからの意見を反映してもらうため効果のある基準を作りたい。眺望景観保全基準はあくまで誘導である。高度地区という既存の制度にきちんとリンクさせて実効性を担保させたい。

また、平作川と久里浜田浦線から海へのビスタは確保したい。ビスタを通すという考え方も目的に入れて制度を作りたい。

まずは、どの高さを目標とするのか、眺望とビスタを確保するという中で事務局案を今回は提示した。

○鈴木委員

ビスタを通すなら、海側か若しくはビスタ沿いに公開空地を設けさせるようにしないと
いけない。

○事務局（平井）

この場所の場合、日影をクリアーするためにはどうしても海側に建物を配置すること
になる。しかし、実際には海沿いに臨港道路が廻っているので、建物はそこまではいかない。

○小林委員

市は、このような検討をしていることを、事業者と相對してだけではなく、市民向け
て広く広報することをしないのか。基準策定の途中でも外に広報していけば、久里浜地区
は厳しそうだと事業者が認識するのではないか。

○吉田委員長代理

緩和すると紡錘形が崩れるのは残念である。緩和させるのであれば、建物の用途によっ
ては屋上を一般に公開させ、海を見せることも検討できないか。

○鈴木委員

建物は海側に板状に配置され、道路側に公開空地を設け、その近くに駐車場を作られる
のが一番残念である。

○富澤委員

定住人口を増やすことも必要だが、良い景観が見える場所が減ってきていることは確か
である。横須賀を今後どういうまちにしたいのか、最終目的のためにこのような制度を作
るものだと思う。なくなって残念で終わらせるのではなく、きちんと将来を見据えて主張
することが必要だと思う。これからのことを考えて一番良い基準を作りたい。

高さを20mから30mに緩和することで、どのくらい空地が広がるのか。

○事務局（平井）

計画者にゆだねられているので一概には何㎡広がるとは言えない。空地を設ける場所な
どによって計算するときの掛け率が異なってくるため、かけ引きがある。

景観計画に示した理念を最終目的として眺望景観保全基準を作った。

眺望景観保全基準を緩和する際には協議していく制度とした。

地元住民にも意見を伺いながら決めていくことになる。

スケジュール説明。

○吉田委員長代理

良い事だからどんどん進める方がいいという人と、反対の人もいる。一般の人に景観の
考え方を知ってもらうためにも是非進めてもらいたい。

○住岡委員

審議会で審議しても建物が建ったときにこの程度なのかといわれたいような基準にして欲しい。

○吉田委員長代理

緩和する条件として、20mで分節することもあるのではないかと。

高さを低くして、なおかつビスタが通るのが一番である。基準作りは進めてもらい、実際の計画についての事業者との協議では、公開空地のあり方なども協議して進めて欲しい。

では本日の審議会はこれで終了する。

議事録署名委員

議事録署名委員
